

中国の著作権法の 2020 年改正

遠藤 誠¹

I はじめに

全国人民代表大会常務委員会は、2020 年 11 月 11 日、「著作権法」を改正する決定（以下「本決定」という）を公布した²。本決定は 2021 年 6 月 1 日から施行される。

中国の著作権法は、当初、1991 年に制定・公布された。今回の改正は、2001 年及び 2010 年の改正に引き続き、第三次の改正である。第三次改正の目的は、主に現行法における争いのある点を明確化するとともに、新たな技術がもたらす変化に対応することにある。

第三次改正後の著作権法は全 6 章から構成されており、計 67 条となっている。改正された主な内容としては、著作物の定義及び著作物の類型、放送権の範囲、二次的著作物の利用に関する規定の明確化、技術的措置の回避・権利管理情報の改変行為に関する規定の新設、懲罰的賠償制度の導入等が挙げられる。

以下、本改正における主なポイントを紹介する。

II 本改正の主なポイント

1 著作物の定義・類型

著作権法実施条例（以下「実施条例」という）2 条は著作物の定義規定であり、また、旧法 3 条は著作物の類型について定め、8 つの著作物の類型に加えて「法律、行政法規が規定するその他の著作物」という受け皿規定を置いている。ただし、これまでは他の法律・行政法規により新たな著作物の類型が設けられたことがなかったため、著作物の類型に関する受け皿規定が実際に適用されることはなかった。

本決定は、著作権法 3 条に実施条例 2 条を部分的に取り入れ、著作物の定義につき、①文学、芸術及び科学の分野において創作性を有し、且つ②一定の形式で表現することができる知的成果であると定めた。また、従来 of 著作物の一類型である「映画の著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」を「視聴覚著作物」に変更し、さらに上記受け皿規定を「著作物の特徴に適合するその他の知的成果」に置き換えた。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/272b72cdb759458d94c9b875350b1ab5.shtml>

本決定は、著作物の明確な構成要件を規定し、また開放式の条項を導入することにより、法に示された「創作性」「表現」等の要件を満たせば、例示されている著作物の類型に該当しなくとも、著作物として保護されうるとの立場を明確にした。将来的に生み出される多様な知的成果物に対応し、著作権法の柔軟性を高めることが期待される。

2 放送権・情報ネットワーク伝達権

旧法 10 条 1 項 11 号の下では、放送権により規制できる行為は、①無線方式による著作物の公開での放送・伝達、及び②有線伝達・中継・拡声器等による公衆への放送の著作物の伝達のみである。また、同項 12 号によれば、情報ネットワーク伝達権により規制できる行為は、公衆が自ら選んだ日時・場所で著作物を得ることができるように、有線・無線方式により公衆に著作物を提供することのみとなっている。そのため、予めインターネット等の有線方式によりスポーツ番組等の著作物をライブ中継するような行為については、放送権又は情報ネットワーク伝達権が及ぶ行為のいずれにも該当せず、同項 17 号に定める「著作権者が有すべきその他の権利」として認定することにより保護を図るか、又は不正競争防止法により保護を与えるしか手段がなかった。

本決定は、放送権を「有線又は無線方式により著作物を公開で伝達又は中継し、及び拡声器又は符号、音声、画像を送る類似の手段により公衆に放送著作物を伝達する権利」と定義したうえで、「但し、本項 12 号が規定する権利を含まない」として、有線方式による著作物の公開での放送・伝達行為を放送権が及ぶ行為の一種として規定するとともに、情報ネットワーク伝達権との線引きをも明確化した。これにより、放送権の規定を用いてライブ中継行為を規制し、著作権者の利益を保護することが可能となった。

3 二次的著作物の利用

旧法においては、既存の著作物の翻案、翻訳、注釈、整理等により生じた著作物を利用する際に、二次的著作物の著作権者と原著作権者の両方の許諾を得て、且つ報酬を支払う必要があるものとされ、出版社による出版、実演家による実演、録音録画製作者による利用について、35 条、37 条、40 条にそれぞれ規定が置かれている。旧法では、限定された利用方法についてのみ、二次的著作物の著作権者と原著作権者の両方の許諾が必要であるとの誤解が生じるおそれがあった。

本決定の第二章「著作権」の中の 16 条に、二次的著作物を利用する際は二次的著作物の著作権者と原著作権者の両方による許諾が必要である旨が定められ、また、第四章「出版、実演、録音録画、放送」の中の上記各規定が削除された。これにより、二次的著作物を利用する際の一般的なルールが確立され、且つ、旧法における誤解が解消されることとなった。

4 技術的措置の回避・権利管理情報の改変行為

本決定は、「技術的措置」につき、「権利者による許諾なしに著作物、実演、録音録画製品

を閲覧、鑑賞し、又は情報ネットワークを通じて公衆に著作物、実演、録音録画製品を提供することを防止又は制限するための有効な技術、装置又は部品」と定義し、また、権利者は著作権・著作隣接権を保護するために技術的措置を講じることができ、何人も、権利者による許諾を得ずに、①故意により技術的措置を回避・破壊し、②技術的措置を回避・破壊する目的で関連装置・部品を製造、輸入又は公衆に提供し、③故意により他人に技術的措置を回避・破壊させるための技術サービスを提供してはならないことを規定した（49条）。

また、本決定は、①学校の授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を少量提供し、授業又は科学研究の関係者の使用に供し、且つ当該著作物が通常のルートで取得することができない場合、②非営利目的で、閲覧する障害者が感知できるバリアフリー方式で、障害者に対し、既に公表された著作物を提供し、且つ当該著作物が通常のルートで取得することができない場合、③国家機関が行政、監察、司法手続に基づき公務を執行する場合、④コンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能をテストする場合、⑤暗号化研究又はコンピュータソフトウェアのリバースエンジニアリング研究を行う場合においては、技術的措置を回避することができるが、他人にそのための技術、装置又は部品を提供し、権利者が有する他の権利を侵害してはならないと規定した（50条）。

さらに、本決定は、権利者による許諾を得ずに、①技術上の理由で回避できない場合を除き、故意により著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品又は放送・テレビにおける権利管理情報を削除又は改変し、②著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品又は放送・テレビにおける権利管理情報が削除又は改変されたことを知り又は知るべきであるにもかかわらず、公衆に提供してはならないと規定した（51条）。

5 懲罰的賠償制度

旧法49条は、著作権又は著作隣接権を侵害した者は、権利者の実際に被った損失に基づき賠償を行わなければならない、その計算が困難な場合は、権利侵害者の違法所得に基づき賠償を行うことができ、さらに両者とも確定することができない場合は、人民法院が侵害行為の情状に応じて50万元以下の賠償を命じることができると定めている。

本決定は、54条に関連規定を置き、権利者の実際に被った損失又は権利侵害者の違法所得が計算困難である場合は、権利使用料を参照して賠償を行うことができると規定し、また、故意により著作権又は著作隣接権を侵害し、情状が嚴重な場合は、上記方法により確定した額の一倍以上五倍以下で賠償を行うことができると規定した。権利使用料を賠償額の算定する際の基準として定めることにより、一部の事案において賠償額が過少となる問題を解決し、また懲罰的賠償制度を導入することにより、不法行為を抑止しようとするものである。

さらに、本決定は、権利者の実際に被った損失、権利侵害者の違法所得、又は権利使用料が計算困難な場合は、人民法院が情状に応じて500元以上500万元以下の賠償を命じることができることとして、法定賠償額の下限を定めるとともに、その上限を大幅に引き上げたという点が注目される。

6 その他の改正点

上記のほか、本決定は、①著作権法による保護の対象外である「時事報道」を「単純事実情報」に変更し（5条）、②著作権管理団体は非営利法人であり、その利用料金の基準は協議により定めることを明確化し（8条）、③共同著作に関する実施条例9条の規定を著作権法に取り入れ（14条）、④役者による職務実演の権利に関する規定を新設する（40条）等、旧法に対する改正を行った。

Ⅲ おわりに

今回の著作権法改正は、著作権法実施条例からの規定の導入や一部の文言の見直しにとどまらず、権利の範囲の変更や法定除外事由の新設等、多くの変更が行われたため、実務に大きな影響を与えることとなろう。とりわけ、著作権法における懲罰的賠償制度の導入が注目される所であり、これにより、民法典の下で、商標法、不正競争防止法、特許法及び著作権法の各知的財産法にそれぞれ懲罰的賠償に関する規定が置かれる構成となった。ここには、中国政府の知的財産権に対する保護を強化しようとする姿勢が表れている。

日本企業・日系企業としては、今回の著作権法改正による変更点を十分に検討するとともに、今後は、著作権法実施条例、情報ネットワーク伝達権保護条例等の関連行政法規の改正動向にも引き続き注目する必要がある。

※ 本稿の最終修正日：2020年11月30日。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。